

市政世論調査実施要領

(目的)

第1条 市民生活の現状、市民の市政に対する意識、満足度、要望などを把握し、今後の市政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の設計)

第2条 調査の設計は、次のとおりとする。

- (1) 調査地域 新潟市域
- (2) 調査対象 新潟市住民基本台帳に登載されている、調査年度4月1日時点の満15歳以上の市民
- (3) 標本数 概ね4,000人以上として調査時に設計
- (4) 抽出法 単純無作為抽出法
- (5) 調査方法 郵送法、またはインターネット回答併用

(調査項目)

第3条 調査項目は、基本的項目、継続的項目、重点的項目の三項目とする。

- (1) 基本的項目 年齢、性別、職業など回答者の属性を調査するもの
- (2) 継続的項目 市政全般に係る良くなっている施策・事業、行政施策・事業の優先度
- (3) 重点的項目 調査時に設計

(調査の実施年度)

第4条 調査は、原則として毎年実施するものとする。

(調査の委託)

第5条 適切な法人又は団体に、調査、集計、分析、報告書の作成、印刷まで一括委託することができる。

(市の責務)

第6条 市は、報告書を関係方面に配布するとともに、調査結果が市政に反映するよう努めなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。